

旭川工業高等専門学校競争参加資格等審査委員会規則

制定 平成29. 3. 23規則第5号

旭川工業高等専門学校競争参加資格等審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構工事等事務取扱規則（平成21年機構規則第93号）第9条第1項第1号及び旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号）第30条第2項に基づき、旭川工業高等専門学校競争参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規則は、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における建設工事に係る一般競争及び指名競争並びに随意契約について、公正かつ厳正な実施を図ることを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項
- (2) 一般競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項
- (3) 指名競争入札における競争参加者の選定に関する事項
- (4) 随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項に関連するその他の事項

(構成)

第4条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 総務課長
 - (2) 総務課課長補佐（財務担当）
 - (3) 総務課財務係長
 - (4) 次条に定める委員長が指名する者 若干人
- 2 前項第4号の委員の任期は、委員長がその都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務に関することは、総務課が処理する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。